

能登半島地震で被災された市民の皆さまへ
「復旧に向けた手続き等についてのご案内」

令和 6 年 1 月 19 日 16:00 現在

項目	内容	問合せ
災害に関する 各種相談	【1月3日(水)～ 相談を受け付けています。】 災害に関する様々な相談を市民課総合案内窓口で受け付けしています。内容等をお伺いして、各担当部署等へお繋ぎします。 ◆受付時間 8:30～17:15	市民課 (市役所 1 階 ※正面入口を入って左 へお進みください。) ☎0766-74-8100
り災証明書の 発行申請	【1月3日(水)～ り災証明書の発行申請を受け付けています。】 令和 6 年能登半島地震に係るり災証明書の発行申請を 1 月 3 日(水)から受け付けしています。このり災証明書は、自然災害による建物の被害の程度を証明するもので、公的支援、保険の請求などの申請手続きに必要な場合があります。 <u>◎あらかじめご自身で、被害状況が分かる写真を撮っておいてください。</u> ①被害を受けた建物の全体を撮影した写真 ②損傷箇所が確認できる写真 ◆申請に必要なもの ①申請書 ②本人確認ができるもの（マイナンバーカード、運転免許証など） ③被害状況が分かる写真 ◆手数料 無料 <オンライン申請> マイナンバーカードをお持ちの人はオンラインで手続きができます。 <対面申請> 受付時間 8:30～17:15/ 受付場所 地域協働スペース(市役所 1 階) ◎申請について詳しくは市 HP「氷見市 り災証明書」で検索してください。	税務課 (市役所 1 階) ☎0766-74-8045
住宅の 応急修理	【1月7日(日)～ 住宅の緊急修理（雨による被害拡大防止）の申込を受け付けています】 雨による被害拡大を防止するため、(1)ブルーシート、ロープ、土のうなどの資材の現物給付、または (2)修理業者・団体によるブルーシート展張などの修理 による支援を行います（り災証明書は不要です）。 ※修理業者は申込者が選んでください。市がその業者へ修理を依頼し、費用は市が直接業者に支払います。 ◆費用の限度額 上記の(1)・(2)いずれも 1 世帯当たり 5 万円以内 ◆受付時間 8:30～17:15 ◆受付場所 市役所 2 階 総務課横の特設窓口 ◆申込に必要なもの ①緊急修理申込書 ②被害状況報告書(被害状況の分かる写真の添付が必要です。) ◆申請及び完了期限 令和 6 年 1 月 31 日（水）まで ◎詳細は市 HP「令和 6 年 1 月能登半島地震にかかる住宅の応急修理（住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理）について」をご覧ください。	都市計画課 (市役所 2 階) ☎0766-74-8078

	【1月7日（日）～ 住宅の部分修理（日常生活に必要な不可欠な部分の応急修理）の申込を受け付けています】 り災証明書の判定が「準半壊」以上に該当する住宅について、日常生活に必要な不可欠な部分（屋根や床、外壁、基礎、トイレ、浴槽など）の修理を支援します。 ※修理業者は申込者が選んでください。市がその業者へ修理を依頼し、費用は市が直接業者に支払います。 ◆費用の限度額（超える部分は自己負担） ・「全壊」「大規模半壊」「中規模半壊」「半壊」の場合：1世帯当たり 70 万 6,000 円 ・「準半壊」の場合：1世帯当たり 34 万 3,000 円 ◆受付時間 8：30～17：15 ◆受付場所 市役所 2 階 総務課横の特設窓口 ◆申込に必要なもの ①住宅の応急修理申込書 ②資力に係る申出書 ③修理見積書 ④り災証明書 ⑤施工前の被害状況が分かる写真 ⑥住宅被害状況に関する申出書 ◎詳細は市 HP「令和 6 年 1 月能登半島地震にかかる住宅の応急修理（日常生活に必要な最小限度の部分の修理）について」をご覧ください。	
災害ごみの処理	【災害ごみ(仮置場)】 1月4日(木)13:00 に地震災害で損害した家屋材・ブロック等の災害ごみの仮置場を設置しました。持ち込めるごみや注意事項をご確認の上、ご利用ください。 ◆受入日時 2月29日(木)まで 9:00～11:00、13:00～15:00 ※土・日曜日、祝日も受け付けます。 ◆受入場所 ふれあいの森 第2駐車場(鞍川 43-1) ◆持ち込めるごみ ①木くず(柱、梁、壁材、流木、庭木等) ②コンクリートがら等(コンクリート片・コンクリートブロック、アスファルトくず等) ③金属くず(鉄骨や鉄筋等の金属片) ④可燃物(繊維類・紙・木くず・プラスチック等が混在し、分別できない可燃廃棄物) ⑤不燃物(細かなコンクリート・木くず・プラスチック・土砂等が混在し、分別ができない不燃廃棄物) ⑥家電(テレビ・洗濯機・エアコン等の家電類 ※冷蔵庫については、中身を空にして持ち込んでください。) ⑦適正な処理が困難なもの(ピアノ、マットレス等) ⑧生活粗大ごみ(家庭から排出される生活粗大ごみ) ※注意事項※ ・生ごみ等の生活ごみは出さないでください。通常のごみ収集日にごみ集積場に出してください。	環境防犯課 (市役所 2 階) ☎0766-74-8082 ☎0766-74-8065

	・<u>事業所から出たごみ、産業廃棄物を出さないでください。</u> ・仮置場では、誘導員に従って決められた場所に上記の廃棄物を置いてください。 ・危険なものを持ち込む場合は、必ず受付の係員にお伝えください。 【燃やせるごみ】 1月4日(木)～高岡広域エコ・クリーンセンター氷見市受付所(上田子 119 ☎0766-91-0205)で受入可能な災害ごみの処理を無料で受け付けています。 ◆受付時間 13:00～16:00 ※1月中の<u>土・日曜日、祝日の 8:30～12:00 も</u>受け付けます。 【燃やせないごみ】 1月4日(木)～不燃物処理センター(床鍋 28 ☎0766-76-1153)で受入可能な災害ごみの処理を無料で受け付けています。 ◆受付時間 9:00～15:00 ※1月中は土・日曜日、祝日も受け付けます。 ※見内側(三尾見内線)から通行してください。 【分別資源ごみ】 1月4日(木)～リサイクルプラザ(新保 25-1 ☎0766-76-8020)で受け付けています。 ◆受付時間 8:30～16:30 ※1月中の<u>土・日曜日の受付は、日曜日のみに変更しました。</u>	
--	---	--

※更新した箇所は朱書き下線部分